

◇アンケート調査票

豊川市 人権に関する市民意識調査

アンケート調査ご協力をお願い

市民の皆様には、日ごろから市政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、平成24年3月に「人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」を策定し、あらゆる差別や偏見のない社会を目指し、人権教育・啓発の推進に取り組んでいます。

今回の調査は、さらに人権教育・啓発に関する施策を進めていくために、市民の皆様のお考えをお聞かせいただくもので、豊川市にお住まいの18歳以上の方の中から2,000人の方を無作為に選ばせていただき、無記名でご回答いただくものです。

お答えいただいた結果はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されるなど、ご回答された方にご迷惑をおかけすることはありません。

アンケートをお願いする方には、ご負担をおかけすることになりますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

令和2年9月

豊川市長 竹本 幸夫

— ご記入にあたってのお願い —

1. この調査は、あて名のご本人がお答えください。ご本人の回答が難しい場合は、ご家族のどなたかがご回答くださるようお願いいたします。
2. 回答は、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。回答数は、各設問に(○印1つ)(○印いくつでも)などと指定してありますので、それに従って回答してください。
3. 回答の中で「その他」を選んだ場合は、お手数ですが()内に具体的な内容をできる限りご記入ください。
4. ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、

令和2年9月30日(水)までに郵送してください。

(切手を貼る必要はありません。)

この調査についてご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

豊川市 市民部 人権交通防犯課 人権推進係

電 話 0533-89-2149

FAX 0533-89-2125

【人権に関する市民意識調査票】

人権意識についておたずねします

私たちは、日本国憲法で基本的人権が保障されています。この人権を取り巻く社会状況や人権に関して日ごろ感じていることをお答えください。

問1. 今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。(○印は1つ)

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. そう思う | 2. そう思わない |
| 3. どちらともいえない | 4. わからない |

問2. 国民(市民)一人ひとりの人権意識は、10年前に比べて高くなっていると思いますか。(○印は1つ)

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 高くなっている | 2. 低くなっている |
| 3. どちらともいえない | 4. わからない |

問3. 日本社会における人権侵害や差別は、10年前に比べて減っていると思いますか。(○印は1つ)

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 減っている | 2. 増えている |
| 3. どちらともいえない | 4. わからない |

問4. あなたは、この10年程の間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(○印は1つ)

- | |
|---------------|
| 1. ある →問5へ |
| 2. ない →問6へ |
| 3. わからない →問6へ |

問5. 【問4で「1. ある」と答えた方にお聞きします】

差し支えなければ、あなたが自分の人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合であったかお聞かせください。（○印はいくつでも）

1. あらぬうわさや悪口、落書きなどで名誉・信用を傷つけられたり侮辱されたりした
2. 人種・信条・性別・社会的身分又は門地を理由に差別された
3. 地域や職場などにおいて仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた
4. 学校において体罰やいじめなど不当な扱いを受けた
5. 家庭などで虐待やDV（ドメスティック・バイレンス）^{注1}など不当な扱いを受けた
6. 役所や医療機関、福祉施設などで不当な扱いを受けた
7. 個人情報やプライバシーを侵害された
8. セクシュアル・ハラスメント^{注2}やストーカー（つきまとい）行為を受けた
9. パワー・ハラスメント（権力や地位を利用したいやがらせ）行為を受けた
10. SNS^{注3}などのインターネット上で誹謗中傷を受けた
11. その他（具体的に： _____）

注1 DV（ドメスティック・バイレンス）：配偶者等に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

注2 セクシュアル・ハラスメント：性的な言動により相手方を不快にさせたり、相手方の生活環境を害することや、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。

注3 SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことをいいます。

問6. もし自分の人権が侵害された場合、まずどのように対応しますか。

（○印はいくつでも）

1. 黙って我慢する
2. 相手に抗議する
3. 身近な人に相談する
4. 弁護士に相談する
5. 法務局又は人権擁護委員に相談する
6. 市役所に相談する
7. 警察に相談する
8. その他（具体的に： _____）
9. わからない

問7. 日本社会における人権にかかわる問題として、重要な問題は、どれだと思いますか。
(○印はいくつでも)

1. 女性の人権
2. 子どもの人権
3. 高齢者の人権
4. 障害のある人の人権
5. 同和地区の人の人権
6. 外国人の人権
7. エイズ患者及びH I V (エイズウイルス)感染者の人権
8. ハンセン病患者・元患者の人権
9. 刑を終えて出所した人の人権
10. 犯罪被害者の人権
11. インターネット(パソコンや携帯電話)による人権侵害
12. ホームレスの人権
13. 性同一性障害(身体的な性と心の性が一致しない者)にかかる人権
14. 性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)にかかる人権
15. その他(具体的に:)
16. 特にない
17. わからない

問8. 人権にかかわる宣言や条約、法律など、あなたが見聞きしたことのあるものはどれですか。(○印はいくつでも)

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 1. 人権教育・啓発推進法 | 2. DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法 |
| 3. 男女共同参画社会基本法 | 4. 豊川市男女共同参画推進条例 |
| 5. 児童虐待防止法 | 6. 高齢者虐待防止法 |
| 7. 障害者基本法 | 8. 障害者虐待防止法、障害者差別解消法 |
| 9. 部落差別解消法 | 10. ヘイトスピーチ解消法 |
| 11. ハンセン病問題基本法 | 12. 犯罪被害者等基本法 |
| 13. ホームレス自立支援法 | 14. 世界人権宣言 |
| 15. 国際人権規約 | 16. 人権教育のための国連10年 |
| 17. 女子差別撤廃条約 | 18. 児童の権利条約(子どもの権利条約) |
| 19. 水戸宣言 | 20. 難民条約 |
| 21. その他 | 22. 特にない |
| (具体的に:) | |

女性の人権についておたずねします

日本国憲法では、すべての国民は、法の下に平等であると定めています。また、国連憲章や世界人権宣言、女性差別撤廃条約には男女同権がうたわれています。

問9. 女性に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(〇印はいくつでも)

1. 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考え方など)
2. 働く場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)
3. セクシュアル・ハラスメント
4. 結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境
5. DV(ドメスティック・バイレンス)
6. 家庭や職場、地域などで女性の意見が尊重されないこと
7. アダルトビデオやポルノ雑誌など女性を性の対象物ととらえる社会風潮
8. 強姦や強制わいせつ等の性犯罪や売春・買春
9. その他(具体的に:)
10. 特にない
11. わからない

問10. 女性の人権が守られるためには、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(〇印はいくつでも)

1. 男女が仕事と家庭を両立できる環境の整備
2. 女性が被害者となる犯罪の取り締まりの強化
3. 男女平等に関する教育の充実
4. 議員、審議会委員など政策・方針決定の場への女性参画の推進
5. 男女平等の啓発活動の推進
6. 女性のための相談体制の充実
7. その他(具体的に:)
8. 特にない
9. わからない

子どもの人権についておたずねします

児童の権利条約（子どもの権利条約）では、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として尊重し、子どもの人権を保障しています。

問11. 子どもに関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待
2. 大人による一方的な考えの押しつけ、自分の意見を子どもに強制すること
3. 大人が「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しないこと
4. 子ども同士による暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ
5. インターネット(パソコンや携帯電話)を使っているいじめ、悪口、中傷
6. 教諭や保育士による子どもへの言葉の暴力や体罰
7. 暴力や性など子どもにとっての有害な情報の氾濫
8. その他(具体的に:)
9. 特にない
10. わからない

問12. 子どもの人権が守られるために、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(○印はいくつでも)

- １．子ども一人ひとりの個性や能力を大切にした教育の実践
- ２．子どもが人権意識を身につけるための心の教育の充実
- ３．子どもが多様な人々と交流し実体験を積み重ねられるための、地域社会の協力活動
- ４．子どもの人権尊重に関する大人の意識改革
- ５．子どもが被害者になる犯罪の取締り強化や有害環境の浄化
- ６．人権意識を高める研修などによる教諭や保育士の資質・能力の向上
- ７．子育て、教育等に関する相談体制の充実
- ８．子どもの人権尊重の啓発活動の推進
- ９．その他（具体的に：　　　　　　　　　）
- 10．特にない
- 11．わからない

高齢者の人権についておたずねします

日本は、高齢化が急速に進んでいます。豊かな気持ちで幸せに生きたいのは、年齢に関係なく誰もが抱く気持ちです。年齢だけを理由に高齢者の自由な行動を妨げることは、人権侵害になります。

問13. 高齢者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 収入が少なく、経済的に自立できないこと
2. 働きたくても働ける場が少ないこと
3. 自分の能力を発揮する機会が少ないこと
4. 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
5. 家族や介護者から身体的、心理的等の虐待があること
6. 病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的等の虐待があること
7. 道路や建物、交通機関等がユニバーサルデザイン^{注1}になっていないため、外出先で不便が多いこと
8. 歩道の通行を妨げて自転車が駐輪されているなど、高齢者に対する市民の理解が足りないこと
9. 詐欺や悪徳商法の被害が多いこと
10. アパートなどの賃貸住宅を容易に借りることができないこと
11. その他(具体的に:)
12. 特にない
13. わからない

注1 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを初めから考慮してまちづくりやものづくり、しくみづくりを行う考え方をいいます。

問14. 高齢者の人権が守られるために、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 高齢者の就職の機会の創出
2. 高齢者和其他の世代との交流の促進
3. 高齢者のための相談体制の充実
4. 高齢者が生活しやすいまちづくりの推進
5. 高齢者の人権尊重の啓発活動の推進
6. 成年後見人制度の利用支援
7. その他(具体的に:)
8. 特にない
9. わからない

障害のある人の人権についておたずねします

障害者基本法では、「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と定められています。

また、障害者差別解消法では、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけています。

問15. 障害のある人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 収入が少なく経済的に自立できないこと
2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること
3. 障害があるという理由で、意見や行動が尊重されないこと
4. 結婚について周囲が反対すること
5. 道路や建物、交通機関等がユニバーサルデザインになっていないこと
6. 障害者用駐車施設等に不適切な駐車がされていたり、視覚障害者誘導用標示上に物を置いているなど、障害のある人に対する市民の理解が足りないこと
7. 学校の受け入れ体制が整っていないこと
8. 家族や介護者から身体的、心理的等の虐待があること
9. 病院や福祉施設で不当な扱いや虐待があること
10. アパートなどの賃貸住宅への入居が困難なこと
11. じろじろ見られたり、避けられたりすること
12. その他(具体的に:)
13. 特にない
14. わからない

問16. 障害のある人の人権が守られるために、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 障害者の就職の機会の創出
2. 障害者福祉サービスの充実
3. 障害者が生活しやすいまちづくりの推進
4. 障害者の人権尊重の啓発活動の推進
5. 障害のある人とない人の交流の促進
6. 保育や学校教育の充実
7. 権利擁護事業の充実
8. 障害者のための相談体制の充実
9. その他(具体的に:)
10. 特にない
11. わからない

外国人の人権についておたずねします

日本に在住する外国人の増加に伴い、外国人と日本人が、ともに地域で暮らす住民として、誤解や摩擦を乗り越え、互いの文化や生活習慣を認め、尊重し共存できる多文化共生社会を実現する必要性が高まっています。

問17. 日本に居住している外国人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 地域社会での受け入れが十分でないこと
2. アパートなどの賃貸住宅への入居が困難なこと
3. 保険・医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分に手に入れないこと
4. 就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること
5. 学校の受験資格の取扱いや、受け入れ体制が十分でないこと
6. 文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表記等がなく、十分なサービスが受けられないこと
7. 結婚について周囲が反対すること
8. ヘイトスピーチ^{注1}など不当な差別的言動を受けること
9. その他（具体的に： _____）
10. 特にない
11. わからない

注1 ヘイトスピーチ：特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動をいいます。

問18. ヘイトスピーチが社会問題となっていますが、あなたは、ヘイトスピーチについてどう思いますか。(○印は1つ)

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1. 絶対にやめるべきだと思う | 2. よくないことだと思う |
| 3. 何とも思わない | 4. 共感するところがある |
| 5. その他（具体的に： _____） | 6. わからない |

問19. 外国人の人権が守られるために、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 外国人が安心して就労できる環境の整備
2. 日常生活に必要な情報の外国語による提供
3. 外国人のための相談体制の充実
4. シンポジウム、講座や交流イベントの開催など国際理解のための機会の提供
5. 日本人への外国語教育や国際理解教育の推進
6. その他（具体的に： _____）
7. 特にない
8. わからない

問20. 地域で外国人と共生するためには、あなたは何をすべきだと思いますか。

(○印はいくつでも)

1. 地域で暮らす仲間・パートナーとして受け入れるとともに、外国の文化や生活習慣などを理解する
2. 自分から積極的に外国人に話しかけるようにする
3. 地域の活動や交流の場に外国人を誘う
4. ボランティアとして自分にできることをする
5. その他 (具体的に:)
6. わからない

エイズ患者・HIV(エイズウイルス)感染者、ハンセン病患者・元患者の人権についておたずねします

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度な危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者に対する様々な人権問題が生じています。

問21. エイズ患者・HIV(エイズウイルス)感染者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 就職や職場で不利な取扱いを受けること
2. 学校で不利な扱いを受けること
3. 医療機関で治療や入院を断られること
4. 本人に無断でエイズ検査をされること
5. アパートなどの賃貸住宅への入居が困難なこと
6. 結婚を断られたり、離婚を迫られたりすること
7. 家族への差別的な言動を受けること
8. その他 (具体的に:)
9. 特にない
10. わからない

問22. ハンセン病患者・元患者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. じろじろ見られたり、避けられたりすること
2. 就職や職場で不利な取扱いを受けること
3. 医療機関で治療や入院を断られること
4. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと
5. 病気に対する正しい理解なしに、怖い病気といった偏見や誤解があること
6. アパートなどの賃貸住宅への入居が困難なこと
7. 旅館、ホテル等において、不当な扱いを受けること
8. その他(具体的に:)
9. 特にない
10. わからない

問23. エイズ患者・H I V(エイズウイルス)感染者やハンセン病患者・元患者の人権が守られるために、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 学校におけるエイズ教育やハンセン病の正しい理解の推進
2. H I Vやハンセン病の問題についてのシンポジウム、講座の開催、パネル展示など正しい理解の機会提供
3. エイズ患者・H I V感染者やハンセン病患者・元患者などのプライバシー保護の徹底
4. エイズ患者・H I V感染者やハンセン病患者・元患者などの相談体制の充実
5. その他(具体的に:)
6. 特にない
7. わからない

インターネット(パソコンや携帯電話)による人権侵害についておたずねします

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段などに利用され、私たちの生活を快適で便利なものになっています。しかし、最近の報道にもあるように、一方で様々な人権問題が生じています。

問24. インターネットによる人権侵害の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 他人の身元を暴いたり、誹謗中傷する表現を掲載すること
2. 差別を助長する表現を掲載すること
3. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
4. 捜査対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
5. わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載すること
6. 個人情報などが流出していること
7. その他(具体的に:)
8. 特にない
9. わからない

問25. インターネット上で人権侵害と思われるような情報を発見したとき、あなたはどのようにしますか。(○印は1つ)

1. 自分とかかわりがなければ、特に何もしない
2. そのようなページは無視する
3. 自分も同じような内容で書き込みをする
4. 反対意見を書き込む
5. プロバイダまたは関係機関に知らせる
6. いけないと思うが対処の仕方が分からない
7. その他(具体的に:)

問26. インターネットによる人権侵害を防ぐためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○印はいくつでも)

1. インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実する
2. インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する
3. プロバイダに対し情報の停止・削除を求める
4. 違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する
5. その他(具体的に:)
6. 特にない
7. わからない

犯罪被害者と加害者の人権についておたずねします

犯罪被害にあうと、犯罪等による被害そのものだけではなく、被害にあったことにより様々な問題を抱え、被害からの回復にも長い時間がかかります。
また、犯罪加害者の家族等も様々な問題を抱え、困難を強いられています。

問27. 犯罪被害者等（犯罪被害者とその家族、遺族）に関する人権上の問題で、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。（○印はいくつでも）

1. 犯罪行為による精神的なショックにより、日常生活に支障をきたすようになること
2. 犯罪行為によって経済的負担を受けること
3. 事件のことについて、周囲にうわさ話をされること
4. 警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと
5. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
6. 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
7. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること
8. その他(具体的に:)
9. 特にない
10. わからない

問28. 犯罪加害者の家族等（家族、遺族）に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。（○印はいくつでも）

1. 犯罪行為による精神的なショックにより、日常生活に支障をきたすようになること
2. 事件のことについて、周囲にうわさ話をされること
3. 加害者家族としての苦しみについて、地域や職場・学校での理解が得られないこと
4. 犯罪加害者の家族等へのプライバシーの侵害
5. その他(具体的に:)
6. 特にない
7. わからない

問29. 刑を終えて出所した人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。（○印はいくつでも）

1. 刑を終えて出所した人への誤った認識や偏見が存在していること
2. 就職や職場で不利な扱いを受けること
3. アパートなどへの入居が困難なこと
4. 社会復帰に向けた相談・支援体制の不足
5. 保健医療・福祉サービスを受けるための情報を手に入れることができない
6. その他(具体的に:)
7. 特にない
8. わからない

ホームレスの人権についておたずねします

やむを得ない事情でホームレスとなり、路上生活を余儀なくされている人々がいます。ホームレスの自立を支援するためには、ホームレスに関する問題について正しく理解し、人権への理解を深めることが大切です。

問30. ホームレスに関する人権上の問題で、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(〇印はいくつでも)

1. ホームレスに対する誤解や偏見があること
2. 通行人など、周囲の人からの嫌がらせや暴力があること
3. 経済的な自立が困難なこと
4. アパートなどの住宅への入居を拒否されること
5. じろじろ見たり、避けたりすること
6. 店舗等への入店や施設利用を拒否されること
7. その他(具体的に:)
8. 特にない
9. わからない

性的少数者の人権についてについておたずねします

性同一性障害(身体的な性と心の性が一致しないこと)及び性的指向(LGBT)^{注1}など性的少数者は、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けています。

問31. 性同一性障害及び性的指向(LGBT)に関する人権上の問題で、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(〇はいくつでも)

1. 性同一性障害、性的指向に対する理解がないこと
2. 職場、学校において、嫌がらせをされること
3. 偏見により差別的な言動を受けること
4. 就職や職場で不利な取扱いを受けること
5. アパートなどの住宅への入居を拒否されること
6. じろじろ見たり、避けたりすること
7. その他(具体的に:)
8. 特にない
9. わからない

注1 LGBT: レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた言葉です。

家柄・血筋についておたずねします

私たちの生活の中には、様々な風習があります。時には、それが不合理なものであっても無批判に受け入れてしまう場合があります。

問32. 結婚相手を決めるとき、家柄とか血筋を問題にする風習について、あなたはどのように思いますか。(○印は1つ)

1. 当然だと思う
2. おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う
3. まちがっているから、なくしていかなければならないと思う
4. その他(具体的に:)
5. わからない

問33. 結婚にあたり、家柄や家族状況を調べること(聞き合せ)について、あなたはどのように思いますか。(○印は1つ)

1. 当然だと思う
2. おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う
3. まちがっているから、なくしていかなければならないと思う
4. その他(具体的に:)
5. わからない

問34. 企業が採用選考のとき身元調査をすることについて、あなたはどのように思いますか。(○印は1つ)

1. 当然だと思う
2. おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う
3. まちがっているから、なくしていかなければならないと思う
4. その他(具体的に:)
5. わからない

同和問題・部落差別についておたずねします

同和問題、部落差別は、憲法に保障された基本的人権にかかわる問題であり、市民一人ひとりの生活に深く関わる重大な問題です。平成28年には、部落差別のない社会を実現することを目的として、部落差別解消法が制定されました。

問35. あなたは、日本社会に「同和地区」、「被差別部落」などと呼ばれ、差別を受けてきた地区があること、あるいは「同和问题」「部落問題」「部落差別」といわれる問題があることを知っていますか。(○印は1つ)

1. 知っている →問36へ
2. このアンケートで初めて知った →問40へ
3. 知らない →問40へ

問36. 【問35で「1. 知っている」と答えた方にお聞きします。】

あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。

(○印は1つ)

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 1. 小学校入学以前 | 2. 小学生 |
| 3. 中学生 | 4. 高校生 |
| 5. 大学・短大・専門学校生 | 6. 社会人になってから |
| 7. その他（具体的に： ） | 8. 覚えていない |

問37. 【問35で「1. 知っている」と答えた方にお聞きします。】

あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったきっかけは何ですか。

(○印は1つ)

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| 1. 家族から聞いた | 2. 親戚の人から聞いた |
| 3. 近所の人から聞いた | 4. 学校の友だちから聞いた |
| 5. 学校の授業で教わった | 6. 職場の人から聞いた |
| 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った | 8. 同和問題の集会や研修会で知った |
| 9. 県、市町村の広報紙や冊子などで知った | 10. インターネットで知った |
| 11. その他（具体的に： ） | 12. 覚えていない |

問38. 【問35で「1. 知っている」と答えた方にお聞きします。】

あなたは、次の①～⑥の分野について、今日でも同和問題、部落差別があると思いますか。(○印①～⑥の項目ごとに1つずつ)

	差別はあると思う	差別はないと思う	わからない
① 恋愛	1	2	3
② 結婚	1	2	3
③ 就職	1	2	3
④ 学校・保育所などの教育現場	1	2	3
⑤ 日常の付き合い	1	2	3
⑥ インターネットの表現や書き込み	1	2	3

問39. 【問35で「1. 知っている」と答えた方にお聞きします。】

あなたは、学校、職場及び地域で同和問題についての教育を受けたり学習をしたことがありますか。(○印はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 小学校で受けた | 2. 中学校で受けた |
| 3. 高校で受けた | 4. 大学、短大又は専門学校で受けた |
| 5. 市民対象の講座などで受けた | 6. 職場の研修で受けた |
| 7. PTAや民間団体が主催する
研修会で受けた | 8. その他
(具体的に：) |
| 9. 覚えていない | 10. 受けたことはない |

<ここからの質問はみなさんがお答えください。>

同和問題（部落差別）は、「同和地区」や「被差別部落」などと呼ばれる特定の地域の出身であることなどを理由にして、結婚や就職において不利な扱いを受けたり、差別的な言動を受けたりするという日本固有の人権問題です。

平成28年12月には、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。

問40. 仮に、日ごろ親しく付き合っている隣近所の人が、何かのことで同和地区出身の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。（○印は1つ）

1. これまでと同じように親しく付き合い
2. 表面的には付き合いが、できるだけ付き合いは避けていく
3. 付き合いはやめてしまう
4. その他（具体的に： _____）

問41. あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件を避けることがありますか。（○印は1つ）

1. 同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件は避けると思う
2. 同和地区にある物件は避けるが、同和地区と同じ小学校区にある物件は避けないと思う
3. いずれにあってもこだわらない
4. わからない
5. その他（具体的に： _____）

問42. 【未婚のお子さんのいる方にお聞きします。】

あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区出身の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。（○印は1つ）

1. 同和地区出身であるかどうかなどにはこだわらない
2. 親が口をだすべきことではないので、子どもの意志を尊重する
3. 親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない
4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない
5. 絶対に結婚を認めない
6. その他（具体的に： _____）

問43. 【現在、結婚していない方にお聞きします。】

あなたが同和地区出身の人と恋愛し、結婚しようとするとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどのようにしますか。(○印は1つ)

1. 自分の意志を貫いて結婚する
2. 親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する
3. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない
4. 絶対に結婚しない
5. その他(具体的に:)

問44. 同和問題(部落差別)の解決に対するあなたの考えに最も近いのはどれですか。(○印は1つ)

1. これは、同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係ない問題だと思う
2. 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う
3. 自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う
4. 基本的人権にかかる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う
5. わからない

人権尊重の取り組み及び啓発活動への参加、認知についておたずねします

問45. 人権が尊重される社会を実現するには、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 人権意識を高めるための啓発を充実させる
2. 幼稚園・保育園、学校などにおいて人権教育(保育)を充実させる
3. 社会に見られる不合理な格差を解消させるための政策を充実させる
4. 社会的に弱い立場にある人を救済、支援するとともに相談体制を充実させる
5. 人権にかかわりがある職場に勤める人の人権意識を高める
(行政職員、教職員、医療・福祉関係者、警察官、消防士など)
6. 人権侵害に対する法的規制を強化する
7. 一人ひとりが自分の人権意識を高めるように努める
8. その他(具体的に:)
9. 特にない
10. わからない

問46. 人権問題について県や市町村などが行っている啓発活動のうちで、あなたが実際に参加したり、見聞きしたことがあるものはありますか。(○印はいくつでも)
なお、「1. 講演会、研修会、シンポジウム」「2. 啓発イベントや企画展示」を選択された方は、その参加状況についても a～c のいずれかに○をつけてください。

1. 講演会、研修会、シンポジウム[a. よく参加している b. 1～2度参加 c. 参加したことはない]
2. 啓発イベントや企画展示 [a. よく参加している b. 1～2度参加 c. 参加したことはない]
3. 広報紙
4. テレビ・ラジオ
5. パンフレット、冊子
6. 映画、ビデオ
7. 新聞、雑誌
8. 掲示物(ポスターなど)
9. 交通広告(電車車内広告など)
10. インターネットのホームページやお知らせ
11. その他(具体的に:)
12. 特にない

問47. 人権問題に関する啓発活動で、どのようなことが効果的だと思いますか。
(○印はいくつでも)

1. 講演会、研修会、イベント等
2. 広報紙、パンフレット
3. テレビ、ラジオ
4. 映画、ビデオ
5. 新聞、雑誌
6. 掲示物(ポスターなど)
7. 交通広告(電車車内広告など)
8. インターネットのホームページやお知らせ
9. その他(具体的に:)
10. 特にない

あなたご自身のことについておたずねします

問48. あなたの性別(○印は1つ)

1. 男性 2. 女性 3. その他

問49. あなたの年齢(○印は1つ) [令和2年9月1日現在の年齢]

1. 18～19歳 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳
5. 50～59歳 6. 60～69歳 7. 70歳以上

問50. あなたのご職業をお答えください。(いくつかある場合は主なものに1つ)

1. 自営業（農林、商工サービス、建設業、自由業などの事業主及び家族従事者）
2. 公務員
3. 教員
4. 民間企業・団体の経営者、役員
5. 民間企業・団体の勤め人（従業員数100人未満）
6. 民間企業・団体の勤め人（従業員数100人以上）
7. 臨時雇、パート、派遣
8. その他の有業者
9. 家事専業
10. 学生
11. 無職（求職中や定年後を含む）
12. その他（具体的に： ）

問51. あなたのお住まいの地区(中学校区)はどちらですか。(○印は1つ)

1. 東部 2. 金屋 3. 南部 4. 代田 5. 中部
6. 西部 7. 一宮 8. 音羽 9. 御津 10. 小坂井

◆ あなたが現在、関心を持っている人権問題や人権に関することについて、ご意見があればご自由にお書きください。

設問は以上で終わります。ご協力ありがとうございました。
ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて9月30日(水)
までに郵便ポストに投函してください。(切手は不要です)